

京都市上下水道局告示第24号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第1項第2号の規定に基づき告示します。

令和5年7月21日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 廃止届出業者名等

指定番号786号 業者コード868号
大阪府羽曳野市野557番地1
株式会社相互技研
代表取締役 中谷 裕文

2 廃止年月日

令和5年7月15日

(上下水道局水道部水道管路課)